

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和4年度抗原定性検査キット配布事業2
発注課	保) 業務調整課
選定事業者	日本通運株式会社 札幌航空支店
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>新型コロナウイルス感染症に係る当該業務は、本市が購入した100,000個の抗原定性検査キット（以下、「検査キット」という。）を受託者の倉庫等に保管したうえ、検査対象者に対し、本市から送付する電子データを基にあて先を記したラベルを作成・貼付して検査キットを当日または翌日に配達を行うものであり、原契約が令和4年6月30日で終了するが検査体制の維持のためには引き続き事業を継続する必要がある。また、検査キットは本市が必要と判断した者に配布することとしており、検査対象者となった市民等に検査キットを直ちに配布する必要があるなど重要な個人情報の保護及び検査キット発送の迅速性が求められる業務である。</p> <p>このため、原契約開始時に当該業務を行うことが可能な業者を調査した結果、日本通運株式会社、佐川急便株式会社及びヤマト運輸株式会社の三者が該当したが、ヤマト運輸株式会社については辞退する旨の申し出があったため上記2者から見積書を徴収し、指名競争入札を行ったところ、日本通運株式会社が落札した。</p> <p>受託者は、自社倉庫に検査キットを保管し1日に2回配達を行い、加えて、受託者の発案による独自の取組として、配達時に検査対象者宅の郵便受けに検査キットが投函不可となった場合等は、玄関先等に検査キットの配達を行った旨をお知らせする自社製メッセージカードを郵便受けに投函しており、翌日に再配達となることがないため迅速な検査へと繋がっている。同社の取組みは、当該事業が社会的重要性を帯びていることを重視して検査対象者に対し一刻も早く検査キットを届けることを主眼としているものであり、本市の医療提供体制が逼迫しないよう対策を講じている本市の方針とも合致する。また、検査キットは6月22日時点で約98,000以上の在庫があるため、受託者が変わり検査キットの保管場所を移転するには相当の日数及び人員の確保が必要となるため、当該事業を切れ目なく継続した検査体制を維持するためには、受託者の取組に加え原契約に基づく体制を維持することが不可欠である。</p> <p>以上により、上記業者は当該業務を履行することが可能である唯一の業者であり、また、契約締結日から現在まで当該業務を確実に履行していることから、令和4年7月1日以降においても着実な履行が見込まれると判断し、上記業者を相手方とした随意契約を行う。</p>	
根拠法令	<p>■ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）</p>

決定日	令和4年6月27日
-----	-----------